

各 位

会 社 名 株式会社アプラスフィナンシャル
代 表 者 名 代表取締役社長 常峰 仁
(コード番号 8589 大証第一部)
本 社 事 務 所 東京都新宿区新小川町 4 番 1 号
責 任 者 取締役財務部長 野 口 郷 司

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 14 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更の件について本年 6 月 29 日開催予定の第 55 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 74 号）」により改正された割賦販売法が平成 21 年 12 月 1 日に施行され、従前の「割賦購入あっせん」に代えて「包括信用購入あっせん」及び「個別信用購入あっせん」が規定されたことに伴い、目的の一部を変更するものであります。
(変更定款案第 2 条第 2 号)
- (2) 平成 22 年 3 月 30 日にその発行済株式数のすべてを消却した E 種優先株式及び F 種優先株式については関係条文を削除するほか所要の変更を行い、D 種優先株式、G 種優先株式及び H 種優先株式については、現在の発行済株式数に合わせて発行可能種類株式総数を減ずるものであります。
(現行定款第 12 条の 4 及び第 12 条の 5 削除、変更定款案第 7 条、第 12 条の 3 乃至第 12 条の 6)
- (3) 今後の B 種優先株式、C 種優先株式、G 種優先株式及び H 種優先株式の取得請求権の行使による普通株式の交付に備えるため、普通株式の発行可能種類株式総数を増加するものであります。
(変更定款案第 7 条)
- (4) 上記 (2) 及び (3) の発行可能種類株式総数の変更に合わせて発行可能株式総数の変更を行うものであります。
(変更定款案第 6 条)

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程（予定）

定時株主総会 平成 22 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日 平成 22 年 6 月 29 日

以 上

本件に関する報道機関からの問い合わせ先 企業戦略部 TEL 03-5229-3986 金崎

【別紙】

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第2条 (目的) 当会社は、下の事業を営むことを目的とする。 1. (省略) 2. <u>割賦購入斡旋業務。</u> 3.~15. (省略)	第2条 (目的) 当会社は、下の事業を営むことを目的とする。 1. (現行のとおり) 2. <u>包括信用購入あっせん業務及び個別信用購入あっせん業務。</u> 3.~15. (現行のとおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条 (発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1,375,896,072</u> 株とする。	第6条 (発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、 <u>3,571,750,000</u> 株とする。
第7条 (発行可能種類株式総数) 当会社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 1. 普通株式については <u>1,225,396,072</u> 株 2. B種優先株式については 10,000,000株 3. C種優先株式については 15,000,000株 4. D種優先株式については <u>16,750,000</u> 株 5. <u>E種優先株式については</u> <u>70,500,000</u> 株 6. <u>F種優先株式については</u> <u>10,000,000</u> 株 7. G種優先株式については <u>25,000,000</u> 株 8. H種優先株式については <u>40,500,000</u> 株	第7条 (発行可能種類株式総数) 当会社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 1. 普通株式については 3,493,000,000株 2. B種優先株式については 10,000,000株 3. C種優先株式については 15,000,000株 4. D種優先株式については <u>8,500,000</u> 株 5. G種優先株式については 13,000,000株 6. H種優先株式については <u>32,250,000</u> 株 (削除) (削除)

現 行 定 款		変 更 定 款 案	
第2章の2 優先株式		第2章の2 優先株式	
第12条の3 (D種優先株式) (省略) (D種優先配当金)	1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者、E種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）若しくはE種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先登録株式質権者」という。）、F種優先株式を有する株主（以下「F種優先株主」という。）若しくはF種優先株式の登録株式質権者（以下「F種優先登録株式質権者」という。）、G種優先株式を有する株主（以下「G種優先株主」という。）若しくはG種優先株式の登録株式質権者（以下「G種優先登録株式質権者」という。）及びH種優先株式を有する株主（以下「H種優先株主」という。）若しくはH種優先株式の登録株式質権者（以下「H種優先登録株式質権者」という。）又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式（以下上記普通株式及び各種類株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。）に先立ち、本項第4号の金額の期末配当（以下「D種優先配当金」という。）を行う。 ②～④ (省略) 2.～12. (省略)	第12条の3 (D種優先株式) (現行のとおり) (D種優先配当金)	1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者、G種優先株式を有する株主（以下「G種優先株主」という。）若しくはG種優先株式の登録株式質権者（以下「G種優先登録株式質権者」という。）及びH種優先株式を有する株主（以下「H種優先株主」という。）若しくはH種優先株式の登録株式質権者（以下「H種優先登録株式質権者」という。）又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式（以下上記普通株式及び各種類株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。）に先立ち、本項第4号の金額の期末配当（以下「D種優先配当金」という。）を行う。 ②～④ (現行のとおり) 2.～12. (現行のとおり)
第12条の4 (E種優先株式)			(削除)
第12条の5 (F種優先株式)			(削除)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第12条の6 (G種優先株式) (省略) (G種優先配当金) 1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株式若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株式若しくはC種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当（以下「G種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。 ② (省略) 2.～7. (省略) (G種優先株式の取得) 8. 当会社は、D種優先株式及びE種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降いつでも、G種優先株式を取得することができる。 9.～10. (省略) (金銭を対価とする取得条項) 11. 当会社は、D種優先株式及びE種優先株式の発行済み株式総数が0となった日以降いつでも（ただし、2013年4月1日以降に限る。）、当会社の取締役会の決議により定める日（以下、本項において「取得日」という。）をもって、G種優先株主及びG種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みG種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにG種優先株式1株につき、G種優先株式取得価格（以下に定義）相当額の金銭を交付することができる。 （以下 省略） ② (省略) (金銭を対価とする取得請求権) 12. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株式及びE種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降、G種優先株主は、G種優先株式の全部を当会社が取得するよう、当会社に対し請求することができる。 ② (省略) 13. (省略)	第12条の4 (G種優先株式) (現行のとおり) (G種優先配当金) 1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株式若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株式若しくはC種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当（以下「G種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。 ② (現行のとおり) 2.～7. (現行のとおり) (G種優先株式の取得) 8. 当会社は、D種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降いつでも、G種優先株式を取得することができる。 9.～10. (現行のとおり) (金銭を対価とする取得条項) 11. 当会社は、D種優先株式の発行済み株式総数が0となった日以降いつでも（ただし、2013年4月1日以降に限る。）、当会社の取締役会の決議により定める日（以下、本項において「取得日」という。）をもって、G種優先株主及びG種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みG種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにG種優先株式1株につき、G種優先株式取得価格（以下に定義）相当額の金銭を交付することができる。 （以下 現行のとおり） ② (現行のとおり) (金銭を対価とする取得請求権) 12. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降、G種優先株主は、G種優先株式の全部を当会社が取得するよう、当会社に対し請求することができる。 ② (現行のとおり) 13. (現行のとおり)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第12条の <u>7</u> (H種優先株式) (省略) (H種優先配当金) 1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株式若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株式若しくはC種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当（以下「H種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。 ② (省略) 2. ~7. (省略) (H種優先株式の取得) 8. 当会社は、D種優先株式及びE種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降いつでも、H種優先株式を取得することができる。 9. ~10. (省略) (金銭を対価とする取得条項) 11. 当会社は、D種優先株式及びE種優先株式の発行済み株式総数が0となった日以降いつでも（ただし、2014年4月1日以降に限る。）、当会社の取締役会の決議により定める日（以下、本項において「取得日」という。）をもって、H種優先株主及びH種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みH種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにH種優先株式1株につき、H種優先株式取得価格（以下に定義）相当額の金銭を交付することができる。 （以下 省略） ② (省略) (金銭を対価とする取得請求権) 12. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株式及びE種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降、H種優先株主は、H種優先株式の全部を当会社が取得するよう、当会社に対し請求することができる。 ② (省略) 13. (省略)	第12条の <u>5</u> (H種優先株式) (現行のとおり) (H種優先配当金) 1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株式若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株式若しくはC種優先登録株式質権者又は当会社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当（以下「H種優先配当金」という。）を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。 ② (現行のとおり) 2. ~7. (現行のとおり) (H種優先株式の取得) 8. 当会社は、D種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降いつでも、H種優先株式を取得することができる。 9. ~10. (現行のとおり) (金銭を対価とする取得条項) 11. 当会社は、D種優先株式の発行済み株式総数が0となった日以降いつでも（ただし、2014年4月1日以降に限る。）、当会社の取締役会の決議により定める日（以下、本項において「取得日」という。）をもって、H種優先株主及びH種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みH種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにH種優先株式1株につき、H種優先株式取得価格（以下に定義）相当額の金銭を交付することができる。 （以下 現行のとおり） ② (現行のとおり) (金銭を対価とする取得請求権) 12. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降、H種優先株主は、H種優先株式の全部を当会社が取得するよう、当会社に対し請求することができる ② (現行のとおり) 13. (現行のとおり)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第12条の8 (優先順位)</p> <p>B種優先株式及びC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。なお、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式及びC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式及びE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はF種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。F種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。</p>	<p>第12条の6 (優先順位)</p> <p>B種優先株式及びC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。なお、D種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式及びC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はG種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。</p>